

旭川ここはれて 出店募集要項

2021年9月

株式会社ここはれて

1 契約関係

1-1 契約

契約形態は、別表「出店条件一覧」のとおり、プランA(店舗運営委託契約)、プランB(有期雇用契約)、プランC(定期建物賃貸借契約)の3つのプランに基づき契約を締結して頂きます。〔本契約〕出店決定後、確定面積により本契約を締結していただきます。

1-2 契約面積

契約面積は原則として、壁芯、柱芯で算出した実効面積とし、店舗区画内にある柱は契約面積に含めます。

2 出店に必要な資金

2-1 敷金

敷金の負担はございません。

2-2 店舗造作・設備工事費

店舗造作・設備工事・厨房機器の負担については別表「出店条件一覧」に記載の通りです。

(※別途添付資料：工事区分参照)

なお、これら店舗区画内の基本造作・基本設備、厨房機器や販売什器・販売備品についての修理費用や定期メンテナンス費用等の利用にあたって必要となる経費は、全て出店者の負担となります。

2-3 内装設計監理費

内装設計監理費については別表「出店条件一覧」に記載の通りです。

2-4 サイン工事費

店舗区画内に設置するサイン工事費を別表「出店条件一覧」に記載の通りご負担頂きます。

2-5 現状回復工事

退店時にご負担頂く現状回復工事は別表「出店条件一覧」に記載の通りです。

3 引渡し後にご負担いただく経費

3-1 賃料・共益費

各出店場所の賃料は別表「出店条件一覧」に記載の通りです。

3-2 個別経費

各店舗で使用する電気、上下水道、ガス、電話・通信費、冷暖房空調費、ゴミ処理費用等の経費は、実費をご負担いただきます。

3-3 店舗の衛生及び防火防災管理費

グリストラップ・グリスフィルター清掃、殺虫殺鼠、防火管理点検を店舗負担で実施の上、報告の義務があります。報告期日は別途定めます。

3-4 キャッシュレス端末使用手数料

施設から貸与するクレジットカード及びその他の電子決済端末の使用料を、別表「出店条件一覧」に記載の通りご負担いただきます。

4 その他知っていただきたい事項

4-1 営業に関して

(1) 営業時間・休業日

出店者は当社が次の通りに定める営業時間・休業日を遵守していただきます。

【営業時間】〈飲食〉：コアタイム(必ず営業して頂く時間)

ランチ 12:00~14:00 / ディナー 17:00~23:00

原則としてランチタイムとディナータイムは営業するものとします。

ランチ・ディナーの間での休憩取得は可能とします。

朝の営業等は当社と協議の上、決定いたします。

〈物販〉：コアタイム 10:00~20:00

【休業日】 休業日を設けたい出店者は、当社と協議の上、設定いたします。

(2) 募集業態・営業種目・主要取扱品目

募集業態は原則として、飲食店、飲食スペース併設の食物販店、飲食施設に融和する、または「きた北海道」を表現する物販店に限ります。

ランチのみ、ディナーのみの出店を希望する場合は、ご相談下さい。

営業種目及び主要取扱品目は当社との協議により定めたものに限ります。将来変更、追加の場合は当社の承認を必要とします。

(3) 管理規則の遵守

出店者及びその従業員には、別途定める管理規則を遵守していただきます。

4-2 お支払い方法について

(1) 当施設でのお支払いは全てキャッシュレスとなります。施設から貸与するキャッシュレス端末を使用して下さい。

(2) 現金利用希望のお客様には、施設内にあるエゾカのチャージ機をご利用頂きます。

4-3 その他

(1) 店舗の位置

店舗の配置は全体に品目の統一と売上増加を目指し、総合的な業種別配置を検討して、当社で決定いたします。店内売場の位置及び面積は、関係官公庁等の指示又は営業計画の上の都合により変更することもあります。

(2) 従業員駐車場・駐輪場

敷地内外に従業員専用駐車場・駐輪場はございません。車両を利用する場合は、出店者において近隣駐車場・駐輪場を別途ご契約下さい。

(3) 倉庫

施設内に個別の倉庫はございません。店舗内をお使い頂くか施設外にて別途ご契約下さい。

(4) 損害保険の加入

出店者には、火災、盗難等の損害賠償及び賠償責任を担保するため、原則として当社指定の保険会社と損害保険契約を締結していただき、保険料をご負担いただきます。

(5) 許認可等の取得

営業に関し許認可を必要とする業種については、出店者の責任において取得していただき、開店までにその写しを当社にご提出いただきます。

(6) 権利譲渡の禁止

出店者は承認なしに契約に基づく権利の全部または一部について、第三者に譲渡、転貸または担保の用に供する等の処分をすることはできません。

(7) 関係法規の遵守

出店者には関係諸法規および行政官庁の指導を遵守していただきます。

(8) 連帯保証人

出店契約に際して、連帯保証人をたてていただきます。